

第1 捜査①について

(4) さてさて、全帳主義の前提が、捜査について裁判所の司法審査を及ぼす点にある。そうすると、捜査場所にあることが予定されている場合には、ゾライバーの審査が必要である。捜査が不可能である。

(3) したがって、本件許可状の対象物とするところからして、

11) 捜査差押許可状が発行された場合、有効期間が定められている。ことに裁判官の司法審査にかかる有効期間内¹¹⁾に捜査差押の象物が存在する蓋然性についてある。そして、捜査差押の開始時間は偶然の事情にすぎない以上、有効期間内に指さされた物であれば、捜査対象とするに十分な理由がある。

(2) よって、本件¹⁰¹の¹⁰²荷物を捜索することができた。

3 邦. 捜査差押の象物は、破綻事実と関連性のありものでない
とはならないが、関連性は認められずが。

もと、被^レ疑事案に關し覺せぬがゆゑも、當利國自の利益
での覺せぬの販賣は反復して行なへるにもかゝり、10月5日に覺せぬ者
が之れ迄未だといふとすると、10月2日にも所持していたことを推認す
るから、関連性は認めざる余地がある。

さらに、甲乙は有約が属した降には「左方から」進められて居ており、後の中身が属した降に属して立戻している点も、47から中身は~~属~~属したと因る点と著しく相違。よって、甲乙のX-線のやりとりが「フツ」と呼ばれるものが当日の午後3時30分に属する2人ではなるとなっているとすると、その有約は午後3時45分というX-線の通り時間には属しており、中身は「フツ」であることが推測される。そして、社長室には、電子秤、カメラ、柱の水型ビーム注射器という、賞金員の贈答の際に賞金員の契約以外に必要となるものが懸念されており、送迎の食料~~送迎~~送迎も電話番手も虚偽のものであり中身は賞金員の可能性が非常に高い。

4-27, 2完の荷物の口、被証華美との関連性が「認められず」。

4 以上の 捜査①は適法である。

第2 捜査 ② 1-7-12

1 搜索差押許可状に基^きく捜査

(1) 乙の口から1は、T社内にいる者の、乙の私物を入手する場所である。乙は、T社を捜索場所と知覚した上、乙の口から1を捜索したことにより、乙の口から1は、T社内にいる者の、乙の私物を入手する場所である。乙は、T社を捜索場所と知覚した上、乙の口から1を捜索したことにより、乙の口から1は、T社内にいる者の、乙の私物を入手する場所である。

ア上表の通り、ではT社へ従業員で打ち、乙のプライビシーに
ても令状発行の際に審査されてはいい。また、乙のロッカーは
あくまでT社から借りてのものであり、社長はいまだマスター
7-開けることができた。という点、本日のロッカーは、T社と決ま
り、乙のプライビシーが存在する場所とは、いふ。

イ オ7. 本件捜査許可状に基き、2017年4月1日現在捜査対象
としており、

(2) よって、本件捜査差押許可状により、捜査官は適法に行行乙称して
する。

第 2 飛行犯逮捕工作：搜索

11) 捜査差押えにより、捜捕に伴う場合は無金状で行うこと
で示す(刑訴法220条項23)。この趣旨は、逮捕現場には関連する証
拠が存在する可能性が高く、これを保全する要性が高い点にある。
2) 捜査②は、~~捜捕に伴う差押え~~ 捜査差押えとい
うべきか。

12) また、逮捕と捜査の間には約25分の時間差があるが、この法場
合では「逮捕の場合」(200分頃捜査)といえる。

↑上述の趣旨が、逮捕の命令、又は逮捕の通知、通達等と見なされる。

イ 本問では確かに25分時間経過がある。ところが、この間にKは甲や乙に対して証拠の存在場所を尋ねており、証拠保全のため車の移動をしていた。そうすると捜査官も逮捕の直後に来た。

う (1.がって、逮捕する場合) にあたる。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

了。この点について、上述の報告から「浮下船の現場」とは、乗捕船、船主
下証取証、漁船、可能なる範囲（被逮捕者の所属（場所など））に限
ると考えらる。→ 既述の通り？

イ 本問では、乙は社長室で逮捕されていることから社長室内の
乙を逮捕した場所から、かなり属く範囲に限られた。よって乙
社長室の隣にあるロッカー室の中はもとには含まれない。

うして、逮捕現場にはあたらない。

14 よ、2逮捕に争う捜査②は違法である。

(第 19 页) 请写出该函数的表达式，并求出其定义域和值域。

1 第1 判決の内容について

1 本問では、裁判所は、合致事実について、支謀の事実の存在について
はいずれとも確定できず、懸念を感している。それにもかかわらず、裁
判所は「両支謀の上」と支謀の事実を認定し、判決を言い渡している。
このように認定は「犯罪の証明が十分である(333号頃)」に該当しないこと
がわかった。判決を言い渡す前と後、違背ではない。

2. しかる認定は、裁判所が「単独で又は丙と共謀の上、という公訴事実と解し、単独犯であれば犯情が重くなるものとして、~~利益原則~~認定おとしは被害人の利益にという利益原則をこれに適用し、輕い方の共謀の場合を認定したものといふ。

11) ところで、利益厚則は、犯罪事実の証明が不十分であり場合に有罪とすることからできないというものであり、~~罪重なる不明なものを不~~

存在を認定したことと裏付け合致するものではある。

(1) また、相当原則は、重罪について適用されることに拘限され、
は軽微な罪は必ず成立することも前提としているものであり、
根拠的認定に反する。→ 何故? 要するに、

根拠的認定は、A・Bという構成要件について一方が他方を包摂
するものである限り「A又はB」という認定は、新下に解釈上構成要
件を創出したものであり、司法権の範囲を超えるため、認められ
ない。

本問でも、共謀があった場合、それは共同正犯と、単犯正犯は
同一構成要件内で重なりとも思えるが、共同正犯は、必要共同
正犯であり、単犯正犯は、必要共同正犯ではない。また、必要共同
正犯は、必要共同正犯の構成要件のものを
考えることができない。

よって、本問では、共謀を認定することは許される。

第2 手続について

1. 本問では、公訴事実と共謀の事実とは記載されているものの、
の、これを認定し、このように認定は、訴因適用を認定し、
(訴因変更を) 不告不理の原則(378条2項)に反しない。

(1) 本問では、当事者主義的訴訟構造の下、裁判官は、検察官に
よる犯罪事実、主張たる訴因であるとして、訴因の制約を認め、
機能及び防御範囲を認め、機能及び① ~~被告~~ 被告に
重要な事実に変更がある場合には、訴因変更が必要であり、② 被告の
防御に必要な事実に変更がある場合にも原則的に必要であるが、③
審理の結果に照らし、被告人に不利な変更となるものでない、かつ認

定か訴因と比べて被告人に不利な場合には、例外的に
訴因変更は不要である。

(2) 本問では、上述の通り、共同正犯は刑法60条の存在により認め
て犯罪可能であり、また、単犯正犯の場合には必要共同正犯の認定
が必要となる。したがって、審判対象の両方に必要事実を
求めた。

(3) 訴因変更が必要である。

2. したがって、訴因変更を経ずに、共同正犯の認定をするとい
は、不告不理の原則に反し、違法である。

以上

第 1 問